環境にやさしいアブラヤシ農園という ディスコースの誕生

――インドネシアのアブラヤシ農園拡大戦略から

岡本正明

豆可でジャ、こ)のナ島風下のマイ・ノアニアイ

はじめに

する声は強い。それゆえ、今では栽培地域は島嶼部東南ア がローバル資本の関心をさらに喚起してアブラヤシ栽培に がローバル資本の関心をさらに喚起してアブラヤシ栽培に がローバルなレベルでアブラヤシ栽培拡大を支持 を重要施策として掲げている。しかも、世界銀行の傘下に ある 国 際 金 融 公 社(International Finance Corporation: EC)も農村部での貧困削減プログラムの一環としてアブラヤシ栽培企業への融資を進めてきたことが典型的に示す ように、グローバルなレベルでアブラヤシ栽培拡大を まうに、グローバルないでアブラヤシ栽培拡大を が出してアブラヤシ栽培企業への融資を進めてきたことが典型的に示す ように、グローバルなしてルでアブラヤシ栽培に がローバル資本の関心をさらに喚起してアブラヤシ栽培に

ジアに限らず、 ルな商品作物であるといえる ライ・チェーンも考えれば、 米にも拡大しつつある。 タイ、 さらには赤道直下の西アフリカ、 先進国にも伸びるパーム油 アブラヤシはまさにグロー 0) # 南 バ

は、 きている。 Security) 化石燃料に変わるバイオ燃料への需要が高まるなか、 上は食糧安全保障の観点から重要性が高いとする。 は、 プランテーション拡大を推進する企業、企業連合や政 理由としてアブラヤシ・プランテーションの急拡大に厳 林破壊や生物多様性消失の元凶、 る R E D D 全保障の点からも生産性向上が不可欠とする。 ストでバイオ・ディーゼルとなるパーム油はエネル の点からの正当化である。アブラヤシから取れるパ (Food Security)とエネルギー安全保障(Energy Security) 正当化しようとしている。 い批判を行っている。こうした批判に対し、 するという意味で、 アブラヤシ栽培の重要性をさまざまな側面から訴え 食用油としてグローバルな需要があり、その生 方で、環境問題や先住民問題を扱う国 CO排出権取引、 0) +との 観点からも正当化しうるという議論まで出て 絡みで、 炭素蓄積量保全を一つの目的 環境安全保障 アブラヤシ栽培が環境保 目立つのは、 少数民族の生存権侵害を 際NG (Environmenta 食糧安全保 アブラヤシ・ しかも最近 0 ギー安 また、 産 ーム油 は、 護 低コ 府 森

> 当化を図っており、 グローバルな課題を引き合いに出してそれぞれの主張 大の支持者も反対者も食料安全保障、 ルなイシューである。それだけでなく、 両論が巻き起こっており、アブラヤシそれ自体 なか、その栽培拡大についてはグロ このように、 環境安全保障、 アブラヤシがグロ 生物の多様性保全、 アブラヤシはグロー 1 バル 1 バ エネルギー 森林保護とい アブラヤシ栽 ル バルな正義が な商品作物となる なレベ **-**がグロ ルで 安 、ぶつ っった (全保 の正] バ

かり合うアリーナとも化してい

る

シ栽培が引き起こす問題に焦点を当てた研究は多い 業の正当化 段を駆使して正当化に奔走しており、また、実態としてア ことが多くなった。それゆえ、 があり、とりわけ先進国でアブラヤシは否定的に見られる いくというストーリーは一般市民にはきわめてインパ にアブラヤシの単一 シューにしていったのは、 たい。そもそも、アブラヤシ栽培拡大をグローバルなイ るにあたり、本稿ではその拡大の支持者の側に着目し 大を支える政 ブラヤシ農園拡大に成功し続けている。それでは、 このグローバルなイシューと化したアブラヤシに着目す 生態学者や林学者らによる研究、 ロジックとは何なのか。アブラヤシについて 府の政策はいかなるもので、また、 農園に化け、オランウー 反対派であった。天然林が 拡大支持派はさまざまな手 あるいは、 タンが死 政府 アブラヤ その拡 クト してみ や企 んで 一方 気

は

油生産量・輸出量を誇るインドネシアを取り上 ŋ シ栽培が東南アジア、とりわけマレーシアとインドネシア 作り上げた報告書をのぞけば皆無といってよい。アブラヤ 向も踏まえながら見ていくことにする。 ジックで正当化しているのかを、アブラヤシ関連企業の動 が具体的にどのような政策を推進し、それをどういったロ ある。本稿では、 い以上、この正当化のロジックを理解することは不可 において大きな社会変容を引き起こす原動力となってお るのかといった側面に焦点を当てたものは、 政府や企業がどういったロジックで正当化を図ってい アフリカや中南米でも同様の変化が起きる可能性 世界最大のアブラヤシ栽培面積とパーム 政府や企業が 同 .)政府 が高

の拡大について見ていこう。まず、次章では、インドネシアにおけるアブラヤシ栽培

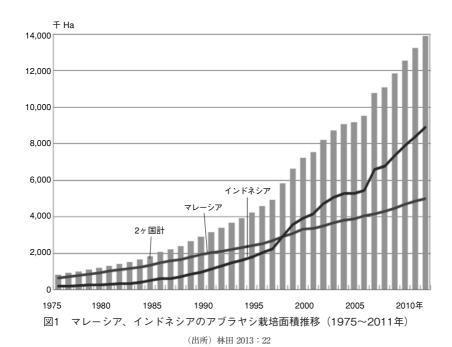
始まりとプランテーションの拡大 I インドネシアにおけるアブラヤシ栽培の

の苗が植えられた。その後ジャワ各州に普及したが、それンゾルグ植物園(現在のボゴール植物園)にデュラ種の二本民地時代の一八四八年のことである。観賞用としてブイティンドネシアでアブラヤシが初めて植林されたのは、植

ブラヤシの大規模プランテーションを展開した。 エイドリアン・ハレー(Adrien Hallet)が初めてデュラ種ア 20)。一八五七年、スマトラ東岸のデリに植林され、一九一 20)。一八五七年、スマトラ東岸のデリに植林され、一九一 たばこプランテーションを展開していたベルギー人 ない、一九一 が初めてデュラ種ア エイドリアン・ハレー(Adrien Hallet)が初めてデュラ種ア は観賞用であった。一八七○年頃には政府主導でスマト

ラヤシ・プランテーションの拡大は国家政策となってい れた。一九六六年に始まるスハルト権威主義体制下でアブ 府主導の大規模なアブラヤシ・プランテーションが造成さ したうえで国有化した。一九六○年には、 スは落ちた。一九五七年、政府はプランテーションを接収 激しくなると、プランテーションが破壊され、 減少した。さらに、第二次大戦後、とくに独立後の内戦が 生産に重点が移されたため、プランテーション面 にまで拡大したものの、日本軍政時代に換金作物 一九四〇年代にはプランテーションは一一万ヘクタ デリを中心に政 拡大のペ から 積は若干 食糧) ル 1

二○一○年までのパーム油搾油が可能な成木アブラヤシのアブラヤシ栽培面積の変遷であり、図2は一九九五年から七五年から二○一一年までのマレーシア、インドネシアのラヤシ栽培拡大のスピードを図で見ていこう。図1は一九スハルト体制から現在までのインドネシアにおけるアブ



15 百万 Ha
10 2.0 4.1
5 1.6 7の他諸国 3.6 マレーシア 2.9 2.2 インドネシア 3.7 1.2 0.1995 2000 2005 2010(P) 哲定値

図2 マレーシア、インドネシアにおける成木アブラヤシ栽培面積推移(1995~2010年) (出所) Product Board mvo 2010: 11

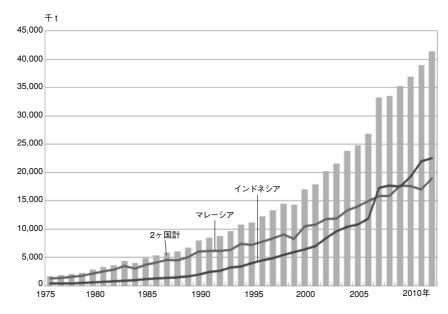


図3 マレーシア、インドネシアのパーム油生産量推移(1975~2011年) (出所) 林田 2013: 22

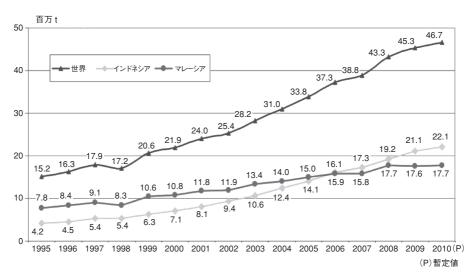


図4 パーム油生産量の推移(1995~2010年)

(出所) Product Board mvo 2010: 9

〇 六 産量 栽培 栽培の急増を生んだのであろうか A A 原 五 1 原 てい 年に %を ては 油 A 油 0) 面 マ 変遷、 生 \bigcirc 原 積 年 レ 生 る。 1 産 车 まで 握 油 1 産 0) シド 変遷 九 0) つ で 生 シ 量 世 では、 九 図 0) 両 7 産 ア、 0 ネシ であ 分野 界 七年に、 量 4 マ 13 変遷であ は る。 0 の拡大は急速であ レ イ どのような政策がこうしたアブラヤシ 栽 Ź, 7 Ċ 1 シド ・シア、 世 当 培 が 九九五 界第 さら マ パ 初 面 ネシ 積 1 は レ 1 0 年から二〇 インド 4 マ ア 七七七 シ 原 位 V 0) 連 T 1 図 油 で T 0) な 生 あ シア % ŋ ネシ 3 ´ ブラ 図 産 は 抜 0 か たが、 量に この二 13 が パ T 5 ヤシ 栽培 ○年まで 1 九 0 明らか 世 っ 4 パ 七 栽培 界第 原 力 栽 Ŋ 面 1 Ŧi. 培 ては 油 玉 年 A だけ な 原 面 生 面 0 か 積に パ 産 積 パ 油 5 1

所有主体別アブラヤシ栽培面積の推移と増加率

 \prod

インドネシ

アに

お

け

3

ビジネス

関

連

六~

九九八年

K

は、

ど

0)

主体のアブラヤシ栽培面

小農に分けてい こではアブラヤ

る。

ス

ル 0

1

権

威主

義 玉

体

制

0

诗

代

九六

1975

1980

1985

1990

1995

2000

2005

2010

栽培

地

所

有者を

営

企業、

民間 であ

企

まで

0

所

有主

体

别

7 た

Ť

É

ŕ

栽

培

面

積

0

推

移

る。

120,940

199,538

335,195

372,246

404,732

588,125

529,854

616,575

表

1を見ても

5

11

n

は

九

九

年から二〇

(1969~2010年) 国営企業 民間企業 小農 年 面積 (Ha) 增加率* 面積 (Ha) 增加率* 面積 (Ha) 增加率* 84,640 34,880 1969

67,885

88,847

143,603

463.096

961,718

2,403,194

2,567,068

3,893,385

94.62%

30.88%

61.63%

222.48%

107.67%

149.89%

6.82%

51.67%

6,175

291,338

658,536

1,166,758

2,356,895

3,314,663

118,564 1820.06%

145.72%

126.04%

77.17%

102.00%

40.64%

(出所) Tungkot 2012: 20, 24

42.89%

64.99%

67.99%

11.05%

8.73%

45.31%

-9.91%

16.37%

(注) *増加率は年率平均ではなく、5年ごとの増加率である

営企 拡大 な土 業農園 制 融資などの 地 L から そ 後期 0 収 V Œ 容も 0 拡 は 民営 大は)比較: ス 羊 歪 ス 1 的 業農園 容易だ ハ A があ ル ŀ 0 体 0 0 た上 たからである。 伸 制前期までであ び が 大き 農園拡大に有 ŋ ただし、 九 八 ス 0

利

体

規制 ることが分か 緩和により る。 É 間 ス 主導の *)* \ ル 1 経 体 済成 制 下では、 長が 始まっ 大規模 年 ル 玉 な

栽培をする小農が急増したのである。 拡大するのは、 て支援することが義務付けられた。 を経営するだけでなく、その周辺に小農向けの農園を設け 国営企業は、 P I R からである。 が導入されたからである。 労働者がアブラヤシ栽培に従事する中核農園 また、 国営企業農園に対して中核農園システム 小農の栽培面積が一九八〇年以 そのため、 PIRのもとで アブラヤシ 降に急

法、 に は、 四年には、 年間もの長期にわたって獲得できることになった。 別をなくし、すべての企業が事業権 を切っているとも言える。 61 することで経済成長の実現を図るという姿勢に変わ 線を継承しており、 体制が始まっても、 や経済危機を乗り越えた。 テーション・ビジネスは、 によると、この法律が作成された理由の一つは、「プラン 二〇〇七年第二五号法では、 二〇〇四年第一八号法が制定された。 いやむしろ、 開かれた形で、 九九八年にスハルト体制が崩壊して、 民族、 初めてプランテーション・ビジネスに関する法 国家の経済を成長させるために、 スハルト体制期以上に経済自由 内外資本の誘致を積極的に行い、 基本的には八〇年代以 統合的に、 インドネシア経済を襲った不況 約四○年ぶりに改正され したがって、 プロ 国内資本と海外資本 フェ (HGU)を最 プランテー ッ 分権的民主 降の ショナル 同法前文の 規制 化に 計 ショ 100 長九五 に た投資 ŋ 緩 i 画的 -の差 ん は な 主義 和路 面 そ

シア政府同様、

二○○六年になってバイオ燃料に対する関

インドネシア政府は、

い風となったかに思われた。

るバイオ燃料ブームもアブラヤシ・ビジネスにとっては追

業が同 の H 五年間のほぼ自動的な延長を認めている。 して責任を持って実施、 ることも認めてい る」からである。そして、 GUを三五年という長期間にわたって認め、 だ用地について新規のHGUを同じ期間だけ取得す 経営、 同法は、 保護、 プランテーション企業 利用される必要があ さらに、 さらに二 同じ企

量・ 増えることはあっても減ることはないという見込みが立つ。 もはるかに安価に入手できるとなれば、 の食生活の基本であり、 の資本を引きつける目玉品目である。 とってアブラヤシはいわ 位を占めるまでになっている(表2参照)。インドネシアに がインドネシアの非石油・ガス部門の輸出貿易品目 を象徴するかのように、二〇一一年にはパーム油 が進み、 制期から継続して、アブラヤシ栽培面積、 ション企業にとってはきわめて好都合であり、 加えて、 こうした経済自由化路線は、 輸出量は上昇を続けた。天然資源を軸とした経済 「脱産業化」が進むといわれるインドネシア経済 昨今の石油価格高騰や環境問題 しかもパーム油が他の植物油 ば経済成長の牽引 アブラヤシ・プラン 植物油 当 車であ への関心から来 面 は世 1 0) 間 スハル 界の 関連 ŋ 原 油 より 輸出 成長 テ 1 ĺ

表2 インドネシアの10大輸出品目 (2011年度)

輸出品目	輸出額 (億ドル)	構成比 (%)	
1 石炭	255	13	
2 石油ガス	229	11	
3 パーム油・派生物	173	8	
4 原油	138	7	
5 天然ゴム	118	6	
6 銅鉱石	47	2	
7 コプラ・パーム核油	31	2	
8 石油製品	29	1	
9 精錬銅	25	1	
10 未精錬錫	24	1	
10 大品目合計	1,069	52	
全輸出	2,035	100	

(出所) 佐藤 2013

燃料 ろう。 は、 を 〇六年第 〇〇七年の 全保障政策が必要になったとい る二〇〇六年第五号大統領令」「代替燃料とし 減促進の 同 13 二〇二五年までに全エネルギー 日に出 0 0 ホスト 二〇〇六年 準備と利 ○号大 ため した。 バ ij 国として での 0) 用に関する二〇〇六年第 統領決定」 さらに、 イ Ć 月には、 〇₂排 オ燃料開発国家チ 体裁を保つという意図もあっ 畄 七月にはい を出 量 国家エ 規制 · う 理 L -消費 に関 た。 由 ーネル ると、 でする国 加え、 0) 第 1 ギ うち五%をバ ムに 号大統領通 五号大統 i 「貧困と失業 ての 日際会議 関する二〇 明ら 政策に関 領 バ たであ か 令で イ C す

公共輸送車

表3 各バイオ燃料利用率の2025年1月までの セクター別最低目標

セクター別	バイオ・ ディーゼル	バイオ・ エタノール	バイオ燃料全般		
家計*	_	_		_	
公共交通	20%	15%		産業	10%
非公共部門交通	20%	15%	産業およ び交通	上 生未	10%
産業・商業	20%	15%		海上	10%
発電	20%	_		10%	

エネルギー・天然資源担当国務大臣令」

バイ 第三二号エネルギ オ燃料に依存すると決め、 一五年までに各セクタ 代替燃料としてのバイ 才· 同 一令では、 エタ 一両に 1 表3にあるように、 ル Ì . ĺ そしてバ 天然資源担当 オ燃料準 別に最 それを受けて、 低利 イオ燃料全般 備 用率 国 利 イ 務 オ 用 大臣 二〇〇八年には E デ 流 令 通に 0 イ 1 を出 関 7 ゼ

がら二〇 心を強め始

ŏ

兀 8

は

原

/油輸

入国 イ

[になり ・ネシア

新たなエネ

ギ

た。* 年

これ

は、

シド

が

2産油

玉 ル で

ŋ

たっ Ē (出所)「2008年代替燃料としてのバイオ燃料準備・利用・流通に関する第32号 バ (注) *家計部門に関しては、現在のところ目標は設定されていない イ オ の達成を義務付け デ 1 1 ゼ ル ける 0) ル 利

用率を二〇二五 わめて野心的な内容となっている |年までに二〇%にまで増加させるというき

力の て、 作業グルー 百 とした一二人の大臣に加え、 国家チームでは、 地 県知事・市長に対して、 然資源担当国務大臣ほか一二人の大臣、 ることがうかがえた。 バイオ燃料開発に対して国家が真剣に取り組もうとしてい 調整大臣と住民福祉調整大臣が共同でチーム委員長とな オ燃料開発の推進が目論まれている。このチームは、 利用促進のための政策や価格決定などを求めている。 務大臣には、バイオ燃料の供給と流通の確保、 デームの下に、 0 ヒラル・ハムディを長とする実務チーム、そして六つの 全国家的対応を決めた。 構成員はエネルギー・天然資源担当国 強い第一〇号大統領決定で設けられたバイオ燃料 利用許可を与えるよう指示している。 林業大臣には、 投資調整庁長官の一五人からなっている。さらに、 号大統領 プも結成された。 通達では、 国営電力会社監査役会会長経験のあるア 貧困削減と失業者削減とも絡ませてバ バイオ燃料発展のために非生産 バイオ燃料利用促進を指示するな 経済調整大臣、 第一号通達で示された以上に 国土庁長官、 エネルギー・天然資源 さらには州 技術開 通達以 エネ 「務大臣をはじめ バイオ燃料 ル 上に 発応用庁 ギ 前 担 知 j 開発 拘束 当国 事や な林 天

そもそもこうした国家主導のバ イオ燃料政策がどこまで

口

ルー グループ、プトゥラ・サンプルナ・グル には一四の外資系企業、二三の国内企業、 ○○八年一一月)が誕生した。そして、 連合やインドネシア・バイオ・エタノール実業家連合 民間部門でもバイオ燃料ビジネスに急速に関心が高 かし、バイオ燃料への転換が世界的なトレンドでもあ 去のインドネシアの経験を見ても大いに疑問が残った。 調整がなされる保 さらには省庁横断型のチームが結成されたことで省庁間 正 ついて認可を受けた。その総額は一二四億ドル (Anasia 2008: 4)。メドゥコ・グループ、 一確な試算に依拠しているのか、 企業連合としては、インドネシア・バイオ燃料製造者 協同組合、NGOが五八のバイオ燃料関連投資案件に ダ・マスなど、 証があるのかといった点につい 有力ビジネスグルー 実現可能性はあるの 早くも二〇〇七年 ープ、ラジャ プも次々とバ シナル 一 五 の のぼ ては ・マス・ 国 イオ ・ガ つった [有企 まっ か 過 0

シアにおいて国内生産できるバイオ燃料といえば、 ラヤシ・ビジネスにとってはプラスとなりうる。 オ燃料ブームは、 オ・ディー コストを比較したものである。 ファやサトウキビから作られるバイオ・エタノール 表4は各種の油脂からバイオ・ディー ゼルを生産するうえでコスト的 パーム油の使途の拡大につながり、 明らかに、 ゼル には安 1 を作る場 4 イン ジェト もあ ・ドネ アブ 合 バ ィ イ 0

燃料分野への進出に関心を見せ始めた。

油脂作物別の単位面積当たりの油脂量

油脂作物	単位面積当たり油脂量(t/ha)			
大豆油	0.41			
サンフラワー油	0.60			
菜種油	1.37			
ジャトロファ	1.50			
パーム油	4.10			

アジアバイオマスエネルギー協力推進オフィス HP (http://www.asiabiomass.jp/topics/images/0911_2_1.jpg) を基に作成

ンドネシア・アブラヤシ企業連合

(Gabungan Pengusaha

ここでは、

二〇〇九年一二月一

日

から

应

日にかけて、

イ

感は なった。 イオ燃料としてパーム油を使う計画も続 二〇〇六年の時のようなエネルギー安全保障上 一挙に弱まって、 しかし、 パ 1 ム原油 イオ燃料国 生産量 語倍増計 語 [家開 発チー 画 は生き残り A は解散と 0) 危機

正 当化 のデ 1 スコ 1 ス

III

なる。

インドネシア政府は、

パ

ーム原油 っそうの

生産量を二〇〇八 生産拡大が必要と

年の一九二〇万トンから二〇二〇年には四〇〇〇万ト

そのために単位 栽培面積を現

るとしている。

結局、

二〇〇八年に石油価格が下落する

七〇〇万へクタールから一八〇〇万ヘクター

ルに拡大でき

在 面 の約 積

たりの生産量を上げることに加えて、 ほぼ倍増することを目論んでいる。 ずさらに伸びることになり、

e V

とが合理的となる。 培の歴史も長い

アブラヤシの需要は食用油にとどまら

ど急速に成長する見込みはない。

十分な生産量があり、

今のところそれ

パ 1

ム油からバイオ・

デ / イ]

ゼルを作るこ

り得るが、

生産量はまだわずかであり、

ター クは、 問題につい きている。 が象徴するように、アブラヤシ・プランテーショ ことであった (Bioenergy Business 2009. 9. 9)。 環境的問題があると国際NGOが指摘したことを受けての ネシアでのアブラヤシ・プランテーショ 資案件であるシンガポール資本のウィル ていこう。 栽培拡大を正当化する主張を展開している。その主張を見 ついては、 二〇〇九年一 への融資の一 IFCに対して、 インドネシア各地で深刻な社会、 インドネシア政府としても、 ては理解しており、 時停止を命令した。 月九日、 インドネシアのアブラヤシ・ 世界銀行総裁ロバ それを踏まえ、 それは、 当然、 マー ン開発は社会的、 環境問題 i 1 そうした諸 社 <u>۱</u> アブラヤシ I F C この事件 ン開 ロのイ ズ 心が起 発に セ ij 0) K 'n ク

247 環境にやさしいアブラヤシ農園というディスコースの誕生

ユド 続可能なパーム油開発: 権で同じく連立に入っているイスラーム主義政党、 インドネシア政府の主張を見ていく。 ジャサ経済調整大臣とススウォノ農業大臣の基調講演 Kelapa Sawit Indonesia: GAPKI) 義党の幹部である 信頼を勝ち得ている人物である。ススウォノはユド ンドネシア・アブラヤシ会議と二〇一〇年の価格展望 であり、 ヨノ政 権で連立の一 その政治調整能力の高さからユドヨノの高 挑戦と好機」におけるハッタ・ 翼をなす国民信託党幹部 が主催した国際会議 ハッタ・ラジャサ 福祉 -ヨノ政 (現党 いから 正

と燃料利用との均衡をどう保つのかという二点を重要 好機にあるという。 Oil: RSPO) 題としてあげている。前者については、「持続的なパ 可能性をどう実現するのか、そして、パーム油の食糧 レオケミカル関連製品、 油に関する円卓会議」(Roundtable on Sustainable Palm (RSPOについては後述)。 ハッタ・ラジャサは、 が定めた基準に従うことが重要であるとした その一方で、アブラヤシの持続的 そしてバイオ燃料として現 パーム油ビジネスは、 食用 油 1 ム な課 発展 介的に 利 崩 オ

ト基

礎食品

(植物油、 パーム油

加工食品材料)を国民に提

てい

四つ目は、

健康的

かつ低コス 供し

には悪玉コレステロ

ールル

を増加さ

ることである。

ルの外貨を稼ぎ出している。

は次の五つの点で貢献してきている点を強調した。一つ目 の食糧か燃料かという課題には直接対策を述べることな ハッタ・ラジャサの取り上げた重要な課題のうち、 代わりにインドネシアにとってアブラヤシ・ビジネス 後者

> 目では最大の輸出品目であり、二〇〇八年には一二四 三つ目は、 益効果があることもポジティブな貢献になるからであ とで、道路建設などインフラ整備が進み、 く、農村部でアブラヤシ・プランテーションが開かれ 場も当然に必要となり、 ヤシ・プランテーションが作られれば、 目の貢献として、 ける雇用創出に貢献していることを強調する。また、 テーション労働者として働いており、とりわけ農村部 そして、三五〇万人が小農として、アブラヤシ・プラン 府高官がアブラヤシについて語るときには必ず言及する。 シア政府にとってはきわめて重要である。 に、この分野でのアブラヤシ・ビジネスの貢献はインドネ で発足した国家チームの目的も貧困と失業削減であるよう 雇用 機会創出、 貿易黒字である。 地域経済の活性化をあげている。 貧困削減である。 経済活性化につながるだけでな 先述の通り、 第一〇号大統領決定 パーム原油加 インドネシア政 非石: 近隣住民にも裨 油 アブラ ガス品 るこ 江工工

せるトランス脂肪酸が含まれないことから健康的というこ

は、

通りである。のある原料として有望だということである。これは前述ののある原料として有望だということである。これは前述の倒的に高くなっている。最後に、バイオ燃料として競争力

もので、 ター 0 できる国有地 およそ七〇〇万ヘクタールのアブラヤシ・プランテー Produksi yang dapat dikonversi) インド 生息を許し、生物多様性も保持できるとしている。また、 タールを保護林として指定することで、 いと主張する。 ン用地のうち、三八〇万ヘクタールがそうした転用による ンテーションへの転用可能な森林であるとする。そして、 反論を展開した。ススウォノによれば、 O排出と地球温暖化の主要な責任者であるということへの 大が森林伐採を引き起こし、 している。すなわち、 ヤシ・プランテーション拡大への批判にも対抗言説を展開 ヤシの将来性を強調しながら、 問題は、 ススウォノ農業大臣は、 (tribe) ルの森林のうち、インドネシア政府は二一〇〇 ネシア 残りのプランテーション用地は国家が自由に の土地であり、 違法に保護林や保安林を伐採してプランテー (Tanah negara bebas) 現在のアブラヤシ・プランテーション拡大 (n) 法 律で アブラヤシ・プランテーションの拡 保護林や保安林を伐採していな ハッタ・ラジャサ同様、 は 希少種の絶滅をもたらし、 環境系NGOなどの 転 のみがアブラヤシ・プラ 用可 他 能生産 野生動物の自 一・三三億ヘク 目 的 0) 林 土 万へ (Hutan アブラ アブラ 地 旧由な

されていることにもある。この点については、農相は十分が制定法上の根拠がないゆえに簡単にプランテーション化ションを拡大していることだけではなく、慣習法上の土地

に答えているとは言えない

いる。 はアブラヤシが生育しにくいからにすぎないとも言わ 炭層保全の観点からではなく、三メートル以上の泥炭層で しかし、この三メートル ではプランテーション開発を認めないというものである。 規制の中心ポイントは、深さが三メートルを超える泥炭層 ついては、 林でのアブラヤシ栽培について批判が上がっていることに の排出を阻止しているとまで述べている。また、 ラヤシを植えることで炭素貯蔵効果があり、 もともと森林伐採が進んでいた林地を利用しており、 ション、とりわけ転用可能林からのプランテーションは、 農相はインドネシアのアブラヤシ・プランテー 農業大臣決定で規制をかけているとした。 の根拠ははっきりしておらず、 温室 泥炭湿地 効果ガス アブ れて 泥

の温室効果ガス排出量が化石燃料の排出量より三五%削減 ギー促進指令を出し、 後の発言は、 障壁をさらに高めることがないように釘を刺 減に努めていることを評価しながらも、 また、 国際社会が地球温暖化対策として温室効果ガ EUが二〇〇八年一二月に再生可能 その規定の一 つに、 それが現在の ライフサイ した。 にエネル -クル 貿易 の最 ス削

を踏襲していると言える。 という批判を展開しており、 ことが困難になっていることを批判しているのである。 率となるが、その設備がない場合には一六%の削減率にし 程で発生するメタン回収をする設備があれば五 ディーゼルの原料である菜種油関連企業の保護政策である EUの方針に対して、 うした設備がない。 かならず、インドネシアのパーム原油加工工場の多くはそ 規定があることを受けてのものである。 される燃料しか再生可能バイオ燃料として認めないという レーシアのパーム油連合(MPOA) のパーム原油がEUのバイオ・ディーゼル市場に食い込む 農相は、 EU域内で生産できるバイオ・ その結果としてインドネシア インドネシア政府もこの見解 やGAPKIはこの パーム原油製造過 <u>~</u> 0) 削減

Ⅳ 林地としてのアブラヤシ・

向けの欧州理事会の通達案が、「継続的に林のある地帯」う主張である。その動きが最初に表面化したのは、EUにアブラヤシ・プランテーションを林地に位置付けようといアブラヤシ・プランテーションを林地に位置付けようとい

派遣してロビー活動を行った成果の可能性が高 アのGAPKI、そしてマレーシアのMPOAが使節団を 達案を出したのは、パーム油の利益団体であるインドネシ 動きとは正反対の動きである。 として、パーム油をバイオ燃料市場から閉め出そうという とにはならない、とした。温室効果ガス排出削減率を理· 変更は、それ自体では、EU指令の定める基準に反したこ したがって、森林からアブラヤシ・プランテーションへの ションを含むとしている (European Commission 2009)。 テーション、アブラヤシなどのその他の林のプランテー したのである。そして、一般的には、自然林、森林プラン 能で、樹幹の投影面積が林地の三○%以上である地帯」と 低でも五メートルの高さに達しているか、達することが (Continuously Forested Area)の定義として、「樹木が 欧州委員会がこのような通 最

アブラヤシ・プランテーションを林地に含めようとする動きは、EUにとどまらず、パーム油の最大生産国たるイ動きは、EUにとどまらず、パーム油の最大生産国たるイー○年には、林業省がアブラヤシ・プランテーションを林地と指定する省令を準備しており、それに農業省も同意したとの情報が流れた(Kontan Online 2010. 2. 9. AM10:23:したとの情報が流れた(Kontan Online 2010. 3. 1: AM07:04)。

いる。 シ・プランテーションを林地と位置付けることに合意して ており、 ンテーション部門への投資が一層拡大するであろうと述べ しながらも、こうした規定変更により、 局長は、まずは森林空間計画が明確でなければいけないと になるだろう。統計庁がアブラヤシからの産品を農業セク 林セクターへの投資を推し進めて投資額を引き上げること 局 した。アフマド・マンガバラニ農業省プランテーション絵 二分法的に位置付けて別々に扱うのはとても奇妙であると ハディは ターに位置付けていても問題はない」と述べた。さらに、 長のハディ・ディルヤントは、「この規定によって、 ハディもマンガバラニも経済的観点からアブラヤ インドネシア政府がプランテーションと森林を アブラヤシ・プラ

作戦を打ち出したことになる。

ン・クレジットまで獲得しようという、いわば一石二鳥のにつながっているとの批判をかわすだけでなく、カーボることで、アブラヤシ・プランテーション拡大が森林伐採がある。アブラヤシ・プランテーションを林地の一部とすカーボン・クレジットを獲得できるようになるという判断ランテーションを林地に位置付けることで、より多くのランテーションを林地に位置付けることで、より多くの

同省令案を準備したのは、

林産物育成総局であった。

同総

工林 になるとして、この省令案を正当化している。 よって、環境保全の考え方がより効果的に反映されること 境保全と動物保護のための保護地区が設けられることに とした。ハディによれば、こうしたゾーニングを通して環 とを義務付けるというものである。新規にプランテーショ の七割として、 ニングを行い、アブラヤシを植えることができるのは ン化する場合または再植林する場合にこの規定を適用する プランテーション企業にHGUを与えることである。 具体的には、アブラヤシ・プランテーションを産業用: (Hutan Tanaman Industri: HTI) として位置付け、 残りの用地を地域住民用森林に確保するこ 事業用地の 用地 ゾー 人

あるエコシステム気候連合〈Ecosystems Climate Alliance〉起こった(たとえば、一○の国際環境系NGOの連合体でその後、この省令案に対して強い批判がNGOから巻き

できるということのようである。

三割をプランテーション化しないことで生物多様性も確保

年九月に撤回された。 一一年第六二号林業省大臣令として施行されたものの、同Pembaruan Agraria〉など)。そのため、いったんは二〇やインドネシア国内の農地改革コンソーシアム(Konsorsium

に大統領指令二〇一一年第 業は一次林を用地転用して伐採するのではなく、七○○万 からは強い不満があがった。結局、この覚え書きが施 園企業は新規農園開拓が不可能となる。そのため、企業側 沿って森林伐採が禁止されるようになれば、アブラヤシ農 援を申し出たのである。二○一一年一月にこの覚え書きに 府は、二〇一〇年五月、 派を悩ませたのは、 ような事態にはならなかった。 定義が示され、 た(Kontan Online 2010. 5. 11: PM18:23)。二〇一一年一月 ヘクタールほど存在する荒廃地を農園にしたらよいと述べ である。林業大臣は、 れる一方で、抜け道もできた。 +についての覚え書きを交わす代わりに一○億円の無償支 この省令案実現失敗に続いて、 アブラヤシ農園新規開拓が完全に停止 ノルウェー政府の提案であった。 一次林の伐採は禁止するが、農園企 ユドヨノ大統領に対し、REDD 一一号が施行されて、 荒廃地 アブラヤシ農園拡大支持 (tanah terlantar, 荒廃: する 行さ 地 同

V NGOへの反論

0) という構図 う話もある。 慣習共同体のリーダーを買収して土地を取得しているとい 上の手続きにのっとって土地 不明瞭であることが多く、プランテーション企業は実定法 きな問題である。実定法的には慣習法上の土地は所有権が ブラヤシ・プランテーションが拡大し続けていることも大 ている。社会経済的には、慣習法上所有していた土地にア の伐採の過程で発生する温室効果ガスの発生も問題視され されていること、また、森林伐採、 せ、オランウータンなどの希少動植物が絶滅の危機にさら をもたらしており、その結果として、生物の多様性を失わ は、アブラヤシ・プランテーション拡大が森林 際NGOのグリーンピースや国内NGOのワルヒなどから ら強い批判が続いていることは事実である。たとえば、 性を主張したとしても、 ことがある。また、プランテーション企業が地 インドネシア政府がアブラヤシ関連政策の正当性、 アブラヤシ・プランテーション問題に取り組む最有力 どちらの場合でも、 の土地紛争となる。 さまざまなステークホー 0 利用権を獲得できてしまう 企業対地元住民 その数は増え続けてお とりわけ 泥炭湿 元の役人や 面 ・ルダ 積 の減少 地 ()か 無謬 玉

る。 件となり、二〇一一年一二月までに六六三件を数えて 告では、 0) 国内NGOサウィット・ウォッチ 二〇〇三年の一一 四件から二〇〇七年には (Sawit Watch) 五三 0)

う。 まい、アブラヤシ・プランテーションの拡大が環境 て、 プランテーションを開く際に必要な許可を例に考えてみよ したことは事実である。 森林伐採を伴ってしまっているという。 な」アブラヤシ政策を展開しても自治体が換骨奪胎してし 譲されたために、プランテーション総局がいくら 地方分権化である。二〇〇一年に始まった地方分権化によ Ν 広域自治体である州よりも、とりわけ基礎自治体であ インドネシア農業省が反論に持ち出す理由の一 プランテーションについての権限の多くも自治 GOなどからのアブラヤシ行政 市がプランテーションについても広範な権限 ある企業が二五ヘクタール に対する批 地方分権化によっ 判 伝を獲得 つは、 以 破 :体に委 上の 対し

用地 用 三ヶ月延長可):一県・ る 地 て適切かどうかを調べるために必要な許可 適性 際に取得すべき許可 取得許可 市にまたがるなら州知事の許可が必要。 確認 (Izin Lokasi):企業がその土地を開 (Pencadangan Lahan): 市内なら県 (二五ヘクタール以上五〇ヘク が知事・ 企業が農地とし 市 (半年 長 発す 複数 蕳

> タール以下なら二年以内、五〇ヘクタール以上なら三年 内に土 (可〉):県知事・市長からの許可が必要 地買収終了義務あり 〈五割以上買 (収済みなら

以

プランテーション事業許可 自らの 業が申請する許可で、 以上処理できる加工工場を持つことを計画してい 許可である、 画があって加工工場を持つ計画のない企業が申請する ○○ヘクタール以下のプランテーションを所有する計 請する許可、 理できる加工工場を持つことを計画している企業が申 (Tandan Buah Segar: TBS) ヘクタール以上のプランテーションを持ち、 市にまたがるなら州知事の許可が必要。 ための許可:一県・市内なら県知事・市長、 P):企業が土地をプランテーションとして開発する 農園で調達する義務があ IUP-Pは、 IUP-Bは、二五ヘクタール以上 同企業は同工 Î U P, を一 TBSを一 る 時間に五トン以 I U P B 場 0) I U P は 時 原料 間に五 の二割を ヤシ果房 複数県 I U P · る 企 トン 上処 五五 0

事業権 を通じて国土庁長官の許 では外資、 (Hak Guna Usaha: HGU)∶二○○七年新 国内資本を問わず九五年 可 が必 蕳 玉 土庁支局長 投資法

県知事、 あるい ここから明らかなように、 は市のなかにプランテーションがあれば、 市長から許可をもらえればプランテーション経営 HGUをのぞけば、 基本的に つ 0) 県

は、 は、 に用地買収を終わらせるようにし、 長に二五万ルピアを支払うことで郡長、 たっては、一ヘクタールあたり郡長に一○○万ルピア、 が可能なのである。 用地取得に必要な土地証明などを強引に獲得して、 われている。 *3 手っ取り早く金で解決することも多いと聞く。たとえ 企業側は国土庁支所に五億ルピアを支払っていると言 南スマトラ州での話では、用地取得許可を進めるに当 さまざまな許可を取得するに当たって HGUを取得するに 村長それぞれから 期 限内

わ

得を認められた域内で活動をしているの くの場合、 と監視しているのか、 観的にアセスメントを行っているのかどうか、仮に行って 人材の質的 裁を課しているかどうかについても疑わしいところがあ ンテーション関連部局が、プランテーション企業が用 かどうかは疑わしい。他にも、 のかどうか、報告を受けた関係部局がまともに対応するの いたとして問題がある場合に、それを関係部局に報告する トを行うことが義務づけられている。それも、 業許可を得るに当たっては、第三者による環境アセスメン また、プランテーション企業側は、 それは 広大なプランテーションの監督を任されている ・量的不足によるところも大きいであろう。 企業側 の贈賄というより、 あるいは違法性が発覚したときに制 自治体のアブラヤシ・プラ 自治 プランテーシ かどうかをきちん 体の 関連部 3 地取 ン事

自治体公務員数は非常に少ない

\$ V:* 地元には学生を中心とした青年たちしかいないといって 題を自治体、中央政府、そして国際社会に訴える勢力は、 ブラヤシ・プランテーション拡大を批判的に捉えて、 ション企業のコンサルタントに変貌してしまっており、 迎えて生計を立てる必要が高まったことから、プランテー いていた学生活動家や学生上がりの活動家たちも、 助協会(LBH)など、弱者の側に立っていたNGOで働 まっているという。加えて、八〇年代、 ニーを握っており、 ション拡大を正当化するようなディスコースが知的 Selatan) ができており、 同フォーラム(Forum Bersama Perkebunan Provinsi Sumatra だと、政官財学からなる南スマトラ州プランテーショ げられていることである。たとえば、南スマトラ州の場合 ランテーション拡大正当化のディスコースが着々と作り上 さらに重要なことは、自治体レベルでもアブラヤシ 対抗言説はきわめて周辺化され 闇雲なアブラヤシ・プランテー 九〇年代に法律扶 壮年を ヘゲモ てし ン合 ・ブ

被っているわけではない。 が主張するように、 大支持の声を支えている。 で恩恵を受けている家庭も多く、 地 域 住民に目を向けてみると、 すべての住民が土地問題などで被害を たとえば、 むしろ、 彼らがアブラヤシ栽培拡 国際NGOや地 アブラヤシ栽培の 南スマトラ州ムシ・ 元N G

総称) ン村 BSS) の国 ンチル郡 はさほど変わらず、バイクは村に数台に増えたもの にはバイクは一台もなく、村への道も整備されておらず車 外の大豆、トウモロコシおよびラッカセイなどの食用作物の になって集落から村に昇格してシナル・ハラパン村となっ バニュアシン県(Kabupaten Musi Banyuasin)バ であった。 村のこうした状況が一変したのは、二〇〇五年にブル 変わらず車は入ることができなかった。シナル・ハラパン が入ることができなかった。一九九○年代に入っても状況 ゆえ、多くのスンダ人が去っていった。一九八○年代は村 めた。当初は の移民が現 一・七五ヘクタールの土地が与えられていた。一九八六年 その頃は、 サウィット・スジャティ社 (PT. Berkat Sawit Sejati: [内移民政策により、 がアブラヤシ・プランテーション開発を始めてから (Desa Sinar Harapan) を中心としたもので非常に苦しかったという。 (Kecamatan Bayung Lincir) 在のシナル・ハラパン村に当たる地域に住 四五〇世帯が居住しており、 すべての世帯の生活はパラウィジャ 一九八三年にジャワ人やスンダ人 の事例を考えてみたい。 のシナル・ハ 一世帯 ユン・ あ (米以 いたり ラパ み始 政府 力 1)

る。

SS社の契約農民になったもののなかには急速に裕福にな行って、現在まで続く土地問題を引き起こした一方で、B

BSS社は強引な土地取得でプランテーショ

ン開

発

を

八年にはアスファルト舗装の道路が村まで通るように クの数は急増し、 にして果房をBSS社に売ったのである。その結果、 次々と取得し、その農地をアブラヤシ・プランテー 代にかけて貧困に耐えられずに同村を離れた世帯の農地を である。その恩恵にあずかった者は、八〇年代から九 二一○○ルピアに高騰すると村の生活は大きく変 るものが生まれ始めた。二○○七年に果房が一キ 農業指導員のS氏もそうして成功した人物の一人であ 一家に二台所有する世帯も現れ、二〇〇 わ Ü あ ション () 年 たの イ

には、 パーム油価格の乱高下でもそれだけは稼げているという。 にいる三人の子どもたち〉)となっており、 生活費三〇〇万ルピア、 ローン:二〇〇万ルピア、 ○○万ルピア(内訳:借金返済七○○万ルピア 仕送りもしている。二○○九年八月段階の月額支出は 南スマトラ州の州都パレンバンにいる三人の子どもたちに 万ルピアになり、 契約農民となっている。二〇〇七年に果房が急騰したとき 所有しており、BSS社の契約農民を辞めてヒンドリ 取得を重ねて今では一〇ヘクタールのプランテーショ S氏は小学校教員 二へクタールからの純益が一ヶ月で五○○~六○○ 生活はおおいに潤った。自宅を改築し、 の妻と四 仕送り五○○万ルピア〈パレンバン 農地取得費:五〇〇万ルピア〉、 人の子どもが e V 世界市場での る。 〈自宅改築 彼 は ンを 農地 Ŧī.

2008. 12. 7: 68-70; Gatra 2008. 10. 29: 72-74)。 おしいべ 格差が拡大してきている。そこで発言力を持つのは成功し 拡大は望ましい事実である た者であり、彼らにとってアブラヤシ・プランテーション の乱高下のなかで成功する者と失敗する者が現れ、 わけではない (Tempo 2008. 9. 21: 94-95; 2008. 11. 16: 92-93 テーション経営者のなかには大打撃を被ったものも出てお ランテーション企業とは契約を結んでいない独立プラン 二〇〇八年にはパーム油価格の急落で、 すべてのアブラヤシ経営世帯が豊かになってきている アブラヤシ・プ 貧富の

した。 拡大に反対する声が弱いなかで、保護林地区や(三メート シ・プランテーション拡大に与している。 満もあり、 ンの展開など、違法なプランテーションの拡大が止まらな ルを超す)泥炭湿地におけるアブラヤシ・プランテーショ 地紛争の被害者をのぞけばアブラヤシ・プランテーション があるにせよ、 して関心が高まっている。 いて持続可能なアブラヤシ栽培を実現しようという試みと 炭素排出や生物多様性減少といった環境問題や土地 国家にはこうした問題に対処できていないことへの不 あるいは新たな貧富の格差拡大とい R S P O 先述のRSPOという国際協調スキームが誕牛 地方では政官財学界がおおよそアブラヤ は、 認証制度を導入して市場の論理に基づ った社会経 地域社会でも土 済 問 紛

> 員 の 一

RSPOは、

「サプライ・チェーンでのステークホ

i ル

VI RSPO、そしてISPO

社会問 が見られず、 種類があり、 を扱うサプライ・チェーンビジネス関係者)、賛助会員 年一月現在、会員数は五○カ国から一○八八を数える。 プールにあり、 ヒに本部を置いて正式に発足した。事務局がクアラルン 議が行われた。そして、二○○四年にスイスのチュー 経て、二〇〇三年マレーシアのクアラルンプールで発足会 フォーラムを結成しようとしたことから始まった。 ことを憂慮し、二〇〇一年にステークホールダー参加 拡大が深刻な環境問題、 一年にアブラヤシ企業やMPOAが参加する二回の会議を RSPOは、 アブラヤシ栽培業、パーム油加工・貿易業、 四%はインドネシアの会員である。 サプライ・チェーン会員(五○○トン以下のパーム油 . 小売業、 .題・開発問題系NGOの各分野である。 次の七分野に関係しているものが正会員にな 参加も自主的である点が特徴である。 銀行・投資家、 連絡事務所がジャカルタにある。二〇一二 WWFがアブラヤシ・プランテーショ 社会経済問題を引き起こしてい 環境·自然保護系NG 会員には、 玉 消費財製 家の関与 1000 ーリッ 愛の ンの

油の インドネシアにある。 パーム油の一四%に相当し、その生産能力のうち四 0 最大の特徴が認 ダー間 認証を受けたパーム油生産能力は、世界で生産される 発展と利用を促進すること」を目的としており、 の協力と開かれた対話を通じて、 証制度の導入である。今のところ、 世界的にも認証パーム油 持続可能なパ へ の ツ関心は R S P その 14

少しずつ高まってきている

てはならない、 油生産国として、 満なり反発が乗じて、 ことに反発が強まっていた。二〇一一 ちらをとってもインドネシアは世界第一位であるにも を持ちだして輸入規制を強めていることにも不満があ とに不満がある。また、 POの認証を受けたパーム油に高い付加価値がつかないこ 〇における国際環境系NGOの影響力が強いうえに、 ISPO委員会常任委員長ルスディアナは、 独自のスキーム、「インドネシアの持続可能なパー わらず発言権が弱く、 もバイオ燃料として使用するパーム油については環境基 (Indonesian Sustainable Palm Oil: とはいえ、インドネシア政 インドネシアが他国の基準に従うのは不幸 アブラヤシ栽培面積、 インドネシアは他国にコントロ インドネシア政府は国内法に従った 西側諸国主導で規制がなされている 先述のEUだけでなく、 府や企業の ISPO) パーム油生産 年三月、こうした不 間 を発足させ からは、 最大のパ ア ールされ ノメリ Ż 量 R S P 1 ム かかか R S のど

(media perkebunan 2013: 14)。

つの 証制 クホ 小農も含めれば到底不可能である。 認証を受けるようにするという強気の発言をしているが、 POのようなマーケット主導で自主参加型の認証ではな シア政府が認証制度を作っていくという立場である。 ンドネシアのアブラヤシなりパーム油につい 持続可能なパーム油生産が可能であるとし、少なくともイ インドネシア政府は、 ISPOは国内でアブラヤシに関わるすべてのス 解釈が誕生したことになる。 一四年にはインドネシア国内の農園すべてがISPO 度となっている。「持続可能なパーム油」について二 ールダーの参加が義務付けられており、 既存の 国内法を順守すれ ススウォ ノ農業大臣 国家主導 てはインドネ ば十分に の認 (テー R S

おわりに

から重要なだけでなく、バイオ・ディーゼルの原料として 格な食用油を提供できるという意味で食糧安全保障 にさらに拍車が掛かることになっている。 イオ燃料としても脚光を浴びるなかで、 もともと食用油以外にも多様な用途のあ つったパ アブラヤシ 1 油 1 0) は 4 親点 低価 油

設け、 大・ 造業の活性化を目指している。 シア政府は、パーム油を利用して脱産業化からの脱却も試 年八月には を目論んだ介入主義的政策が始まった。 略を始めるかのように、二〇二五年までの「 るのである。二〇一一年には、再び国家主導の経済成 スターを育成することで製造業の活性化を図ろうとしてい み始めた。二○○六年以降、 ほど輸出に有利な関税政策を設けてパーム油を軸とした製 ジネスの中心地帯にすることを目論んでいる。さらに、 エネルギー 加速マスタープラン」を作り、 北スマトラのセイ・マンケをアブラヤシの川下部門ビ スマトラ回廊についてはアブラヤシを主 パーム原油 安全保障上も重要性がある。 への輸出関税率をあげて、川下 ーム油を軸とした産業クラ 雇用と付加価値 六つの経済 さらに、インドネ 経 済 要産品と 间 開 0 -産業 |廊を 発拡 長戦 創

だと感じる熱帯林行動ネットワークやグリーンピースなど する反発と世界最大のアブラヤシ栽培面積とパー PO発足経緯を見れば、 にやさしい」アブラヤシ栽培の実現を目指している。 はISPOという認証スキームを作り、 の環境系NGOが、 産量への自負とがない混ぜになった動機がちらつく。 アブラヤシによる成長戦略に加えて、 二〇一三年六月、 RSPO以上の環境基準を満たすアブ 明らかに西側主 R S P O の インドネシア 進展さえも不十分 |導のRSPO 国家主導で「環境 - ム原 I S 油生 政

> を作り上げようとしている。 ISPO、「マレーシア持続可能なパーム油」 指している。 り上げた。環境主義的 ラヤシ農園経営の実現を目指して、「パ プ」(Palm Oil Innovation Group)なるネットワークを作 あるいは、 「持続可能なパーム油」 マレーシア政府は、 1 ム油 マレーシア版 M S P O 蒯 0) 実現 新グル 元を目 1

パーム油をバイオ燃料として使う場合には、EUでも認が、今のところ、その行方は分からない。

けば、 もある。 価格の急落があることに加えて、 性を減少させるというだけではない。一次産品 続けることの危険である。モノカルチャー栽培が生 の影響は深刻なものとなる。 仮に持続可能性スキームが定着したとしても問 アブラヤシ・ブームに乗って、 いずれは 価格崩壊が起きたとき、 パーム油 価格が頭打ちし、 インドネシアの場合であれ 生態系も含めた地域 パーム油 モノカルチャー栽 下落する可 の生産 の常として 「拡大 題 が続 は残

だけの地域社会でもない、 に拡大している以上、土地問題、 持つことができるであろう。アブラヤシ栽培がグロ 培のブームが過ぎ去っても地域社会が崩壊しない強 図っていくことがよいのかもしれない。そうすれば、 性が高い。彼らは、 ば、 くり上げることである。 るこうした構造的脆弱性にも目を向けた政策の必要性が高 ノカルチャーなアブラヤシ栽培地帯であればどこでも抱え 所的なアブラヤシ栽培地帯だけに目を配るのではなく、 アブラヤシに変わるバイオ燃料の登場などでアブラヤシ栽 それは、アブラヤシなしの地域社会でも、 急速に増えている小農園経営者たちが路頭に迷う可能 ゴムやその他の作物を栽培するような経営の多角化を アブラヤシに特化した農業経営では アブラヤシもある地域社会をつ 環境問題が起きている局 アブラヤシ 強製性を 1 仮に バ

(C)

- 概略については、Tungkot(2012: 19-29)参照。 * 1 スハルト体制時代から現在までのアブラヤシ関連政策の
- *2 マレーシアのバイオ燃料政策については、岩佐(二〇〇
- 局高官のプレゼンテーション。 ついてのRSPOのパブリック・フォーラムでの農業省農園 ・ たとえば、二○○九年八月の「持続可能なパーム油」に
- *4 ただし、林業省の計算でもインドネシア全体の森林面積

については、二〇〇七年末まで一億二〇〇〇万ヘクタールかについては、二〇〇七年末まで一億二三〇〇万ヘクタールがなされていないからである。また、林業省の二〇〇七年統がなされていないからである。また、林業省の二〇〇七年統計によれば、陸地部分の保護林面積は一九九〇万ヘクタールかとなっており、農業大臣の面積と異なっている。

5 「アブラヤシ栽培のための泥炭湿地利用のための農業大

- E令二○○九年第二四号」であり、泥炭層が三メートル以下臣令二○○九年第二四号」であり、泥炭層が三メートル以下のBU指令に従うような原則と基準を含めることに合意した。MPOAとGAPKIはこの原則と基準を含めることに合意した。MPOAとGAPKIはこの原則と基準を含めることに合意した。MPOAとGAPKIはこの原則と基準を含めることに合意した。MPOAとGAPKIはこの原則と基準ともなっている。
- べきものとして受け入れた。ただし、EUもパーム油を植物油べきものとして受け入れた。ただし、EUお介さわけではない。として輸入する場合にはEU指令を適用するわけではない。 として輸入する場合にはEU指令を適用するわけではない。 は林業省下に入り、同省の名前が林業・農園省になったことは林業省下に入り、同省の名前が林業・農園省になったことがあった。しかし、ワヒド政権下で再び農園総局は農業省下に入った。
- ている。 木からなる樹冠の投影面積が一○%以上を占める土地となっ 木のらなる樹冠の投影面積が一○%以上を占める土地となっ
- 9 NGOからのフィールド調査を基にした報告書は数多く

Iris Maher ed. TASP (2009) Environment Investigation Agency and telapak (2007) Setara Jambi (2007) Serge Marti

Ŀ

局長ヘルドゥラジャット氏とのインタビュー、二〇一〇年二 10 月一六日。 農業省プランテーション総局プランテーション作物保護

* 11 画 の身分証明 に提出すべき書類は次のものである。 (投資会社をのぞく)、④申請地区の図、 ·国土庁長官令。 プロポーザル、 用地取得許可に関する一九九九年第二号農地 (法人設立証、 ⑥州知事の推薦書。 同令によると、 その変更証明)、 申請企業が県知事 ①申請願 ⑤プロジェクト計 ③納税者番号 担 ②申請者 当 国 市長 務大 内

発行する農園事業許可については、 12 技 地 補 が る農園事業許可については、 最 に提出すべき書類は次のものである。]を県知事・市長が証明する書類、 っとった環境アセスメント評価報告、 術 域を農園にする場合には) 地 証 終的変更証明、 同令によると、 ジ 的 0 明 農園事業許可指針に関する二○○七年第二六号農業 がする書 地図 |検討 メント 農園および農園産品 書、 (一〇万分の一か五万分の一の縮尺)、 類、 活動および環境監査活動書、 ⑧県知事・ ⑥県知事・ ②納税者番号、 申請企業が県知事・市長あるいは 市長認知済みの原 加 林業省からの用地利用 市長の用 州空間計画との整合性を州 Ï 場 ③居住証明書、 湯開発計 ⑤県知事・市長が発行 県・ ①企業設立証明 地 市空間計画との整合 取得許可証と農園候 あるい 画 ⑪法定最大面 10 料供給保 ④ 州 は 現行法令に に関 知事が 州知事 その 知事 大臣 積以 証 する

> 虫駆除 なしの加工工場建設を容易にした。 であり、 臣令は、二〇〇二年第三五七号農業大臣決定を変更するもの トナーシップ樹立をするとの表明書と作業計 と開発計画書、 ている。二〇一三年一〇月にこの二六号令は改正されて農園 を整備しうるとの表明書、 立の土 ③火入れをしない用地開発と防災のインフラとシステム 市の許認可についても州知事の関与を強めるものとなっ 一地を申請企業が取得していないことの表明書、 のため 再集権化の動きが強まるなかで、 のインフラとシステムを整備しうるとの 15農園企業、 (14))地域住民用農園開発整備表明 農園労働者、 地域住民間 ⑤にあるように 画 この のパ (12) 表明 病害 1

13 農地基本規則に関する一九六〇年第五号

*

* 14 関係者とのインタビュー、 二〇〇九年八月二三 百

* * 16 急落の時でも利益は上がっていたという(Tempo 2008. 15 大手プランテーション 企業は二〇〇八年のパーム油 同村での聞き取りによる、二〇〇九年八月二二 œ 価

* 17 おいてはスイスが有利だという理由からに過ぎない 本部をチューリッヒに置 いたのは、 非営利団 体 0 登

121-123)°

18 員数は一九である 二〇一三年七月現在、 (WWFジャパン・ウェブサイト)。 日本の会員数は二七であり、 正 会

*

* 究会共催の研究会 藤百合氏のプレゼンテーションより 東南アジア学会二〇一三年七月関西例会・アブラヤシ (二〇一三年七月二〇日 開催 における佐 研

●参考文献

- 五、同志社大学人文科学研究所。

 五、同志社大学人文科学研究所。

 本、同志社大学人文科学研究所。

 五、同志社大学人文科学研究所。

 本、同志社大学人文科学研究所。
- Anasia Silviati (2008) Indonesia: Biofuel Development.
 Washington DC: Report of US. Commercial Service.
- Butler, Rhett A. (2009) EU: rainforests can be converted to palm oil plantations for biofuel production. (http://news.mongabay.com/2010/0204-palm_oil.html)(二〇二一年三月二日)
- Colchester, Norman Jiwan, Andiko, Martua Sirait, Asep Yunan Firdaus, A. Surambo, Herbert Pane (2006) *Promised Land: Palm Oil and Land Acquisition in Indonesia: Implications for Local Communities and Indigenous Peoples*. Morton-in-Marsh and Bogor: Forest Peoples Programme and Perkumpulan Sawit Watch.
- Departemen Kehutanan (2008) Statistik Kehutanan Indonesia. Jakarta: Departemen Kehutanan.
- Environment Investigation Agency and telapak (2009) Up for Grabs: Deforestation and Exploitation in Papua's Plantations

- Boom. London and Bogor: Environmental Investigation Agency and telapak.
- European Commission (2009) Communication from the Commission to the Council and the European Parliament on the practical implementation of the EU biofuels and bioliquids sustainability scheme and on counting rulers for biofuels (draft).
- Iris Maher ed. (2007) Policy, Practice, Pride and Prejudice: Review of Legal Environmental and Social Practices of Oil Palm Plantation Companies of the Wilmar Group in Sambas District, West Kalimantan (Indonesia). Amsterdam: Milieudefensie (Friends of the Earth Netherlands). Lembaga Gemawan and KONTAK Rakyat Borneo.
- Product Board mvo (2010) Facts Sheet Palm Oil. Rijswijk:

Product Board mvo

- Serge Marti (2008) Losing Ground: The human rights impacts of oil palm plantation expansion in Indonesia. London, Edinburgh and Bogor: Friends of the Earth, LifeMosaic and Sawit Watch.
- Setara Jambi (2007) Biofuel dan Mitos Kesejahteraan: Studi Lapangan tentang Program Biofuel di Propinsi Jambi. Jambi Setara Jambi.
- Tim Advokasi Sawit Perbatasan (TASP) (2009) Pembangunan Perkebunan Sawit di Perbatasan Indonesia-Malaysia, Diskriminasi Rasional terhadap Masyarakat Adat. Jakarta:

Tungkot Sipayung (2012) Ekonomi Agribisnis Minyak Sawit. Bogor: IPB Press.

van Heurun, Jhr.Dr.Ir.F.C. (1985) *Kelapa Sawit.* Yogyakarta: Lembaga Pendidikan Perkebunan.

雑誌

Gatra (2008) Bantal Pengaman Perlu Penyangga (October 29).
media perkebunan Edisi 113 (2013) ISPO, Bukti Standarisasi
Sawit Indonesia (April).

Tempo (2008) Tanam Dulu, Untung Belakangan (August 31).
Tempo (2008) Sengsara di Dasar Rantai Makanan (September 21).

Tempo (2008) Agar Tak Busuk Menggantung (November 16).

Tempo (2008) Tumbang Bersama Sawit (December 7).

オンライン情報

Bioenergy Business. (http://www.bioenergy-business.com/)

2009.9.9: IFC suspends funding for palm oil sector after critical review. (http://www.bioenergy-business.com/index.cfm?section=international&action=view&id=12323) (口〇〇九年一〇月一九日)

Kontan Online. (www.kontan.co.id)

2010.2.9: AM10:23: Perkebunan Kelapa Sawit: Perkebunan Kelapa Sawit akan Masuk Sektor Kehutanan. (二〇二〇年三月一〇日)

2010.2.11: AM10:00: Aturan Perkebunan Kelapa Sawit: Kementan Setuju Kebun Sawit Menjadi Areal Hutan. (二〇一〇年三月一〇日)

2010.5.11: PM18:23: Ekspansi Sawit Sebaiknya Di Lahan

Terlantar. (二〇一〇年六月一〇日)

Tempo Interaktif. (http://www.tempo.co/)

2010.3.1: AM07.04: Bayar Dosa Negara Utara ke Selatan (二〇一〇年五月一〇日)

ウェブサイト

八日) Asiabiomass.jp/topics/ images/0911_2_1.jpg) (二〇一〇年三月アジアバイオマスエネルギー協力推進オフィス (http://www.

RSPO. (Roundtable on Sustainable Palm Oil) (http://www.rspo.org/) (11〇十三年1〇月1〇日)

| Ispoorg//こ〇|三年|〇月七日| | WWFジャパン「認証パーム油を使うには? RSPOへの手引き」(http://www.wwf.or.jp/activities/ 2013/08/1153616. html)(二〇一三年一〇月七日)

①氏名……岡本正明(おかもと・まさあき)。

③生年·出身地……一九七一年、 ②所属・職名……京都大学東南アジア研究所・准教授。 兵庫県。

④専門分野・地域……東南アジアの政治:アーバン・ポリティクス、 アブラヤシの政治経済学。

⑤学歴……京都大学法学部(比較政治学専攻)、

同大学大学院人

⑥職歴……国際協力事業団(JICA)長期派遣専門家(スラウェ シ地域開発政策支援(二九歳、 間・環境学研究科(東南アジア地域研究専攻)。 二年間)。

⑧研究手法……インタビューを軸としながら、 たフィールド調査。 (二年、JICA専門家)、アメリカ(一年二ヶ月、客員教員)。 資料文献も使っ

⑦現地滞在経験……インドネシア(一年半、

留学)、

インドネシア

⑨所属学会……東南アジア学会、

比較政治学会、

アジア政経学

⑩研究上の画期……インドネシアで三二年間続いたスハルト権 肌が立ったことは忘れられない。 会、日本政治学会。 主義体制の崩壊。スハルト退陣を喜ぶ学生たちを見た時に鳥

⑪推薦図書……ベネディクト・アンダーソン (加藤剛訳、 NTT出版、 二〇〇九年)。 『ヤシガラ椀の外へ』